

平成11年 3月31日

稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の

稲城市役所 都市建設部区画整理事業課

お知らせ (NO. 6)

☎042-378-2111内線344

陽春の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業に対しましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回のお知らせでは、平成10年12月5日の任期満了に伴う土地区画整理審議会委員の選挙結果と昨年12月3日から12月9日までの1週間、東長沼自治会館をお借りして実施した換地設計案の個別説明についておよび今後の予定についてご報告させていただきます。

審議会委員が決まりました

土地区画整理審議会委員の選挙は、立候補者が定数を超えないため無投票当選となりました。また、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程で定められた市長が選任する学識経験を有する委員2名についても決定いたしました。任期は、平成10年12月6日から平成15年12月5日までの5年間です。

なお、2月22日に改選後初めての審議会が開催され、会長に山本英司氏、会長代理に齊藤潤太郎氏が選出されました。委員は次の方々です。

1. 宅地の所有者のうちから選挙された委員 (定数7人)

	氏 名	住 所	備 考
委 員	大 村 敏 夫	東京都稲城市東長沼204番地の16	新 任
委 員	佐 伯 辰 夫	東京都稲城市東長沼229番地	新 任
委 員	鈴 木 常 美	東京都稲城市東長沼1089番地	再 任
会 長	山 本 英 司	東京都稲城市東長沼2011番地	再 任
委 員	福 島 英 夫	東京都稲城市東長沼564番地	再 任
委 員	藤 庵 秀 人	東京都稲城市東長沼1035番地	新 任
委 員	川 島 利 一	東京都稲城市東長沼530番地	再 任

2. 宅地について借地権を有する者の中から選挙された委員 (定数1人)

	氏 名	住 所	備 考
委 員	永 野 修 身	東京都稲城市東長沼451番地	再 任

3. 学識経験を有する者の中から選任された委員 (定数2人)

	氏 名	住 所	備 考
委 員	福 島 佐 一	東京都稲城市東長沼563番地	再 任
会長代理	齊 藤 潤 太 郎	東京都町田市鶴川5-2-5-204	再 任

換地設計案の個別説明について

1. 個別説明期間 平成10年12月3日(木)から12月9日(水)まで 1週間
2. 説明会場 東長沼自治会館 1階 (稲城市東長沼1055番地)
3. 対応者数 211人 (期間後を含め270人)

(内 訳)

権利者数 (人)		個別説明期間中		個別説明期間後を含めた総数 (平成11年3月30日現在)			
		対応者数(人)	率(%)	対応者数(人)	率(%)		
所有権	296	所有権	198	66.9	所有権	257	86.8
借地権	14	借地権	13	92.9	借地権	13	92.9
計	310	計	211	68.1	計	270	87.1

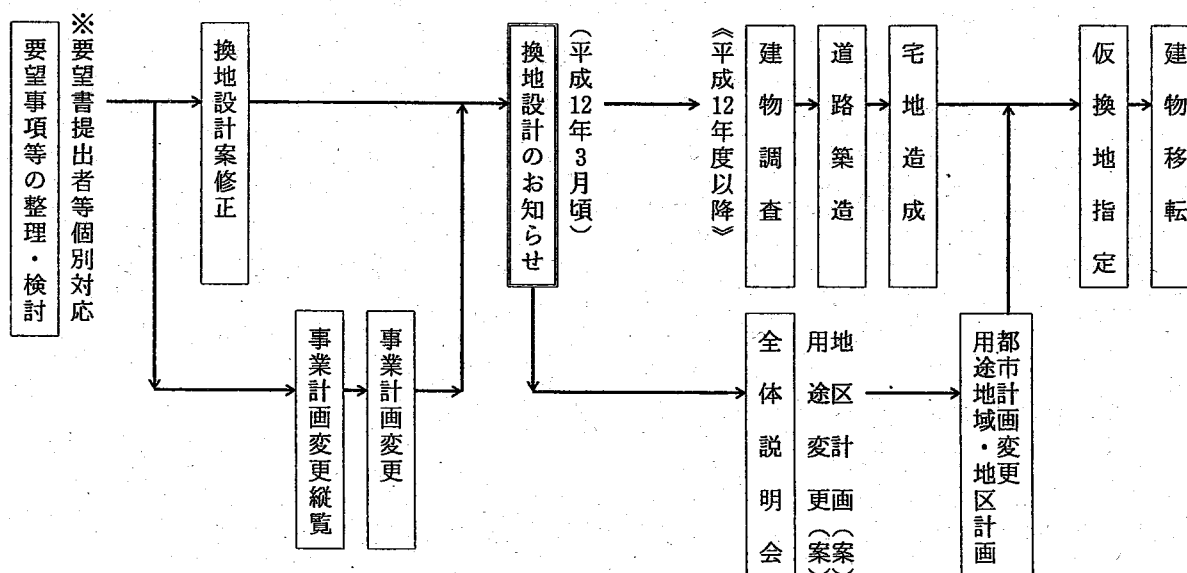
※ まだ換地設計案の説明をしていない権利者の方には、日程調整をさせて頂き説明をさせていただきます。

4. 要望書提出件数 45通 (平成11年3月30日現在)

※ 今後要望書については、要望内容を検討し、要望書提出者と協議させていただきます。

今後の予定について

今後は、上記に基づいて換地設計修正案を作成し、要望書提出者の方々に個別に説明を行ない、その後審議会の意見を聞き換地設計をまとめ、平成12年3月頃には関係権利者へ換地設計のお知らせが出来るように進めてまいります。



☆事業計画変更とは・・・換地設計をする際、すべての宅地が公道に面するように設計をした結果、一部の道路について、位置の変更及び追加による新設等の必要が生じました。また、公園についても一部位置の変更がありました。

このように、事業認可時の図面に対し、道路・公園等の位置の変更があった場合等に、縦覧行為も含めて行うものです。(土地区画整理法第55条)

平成12年 3月17日

稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の

稲城市役所 都市建設部区画整理事業課

お知らせ (NO. 7)

☎042-378-2111内線342

陽春の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業に対しましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回のお知らせでは、換地設計案に対する要望事項の検討経過と今後の進め方等についてご報告させていただきます。

要望事項の検討経過と今後の進め方について

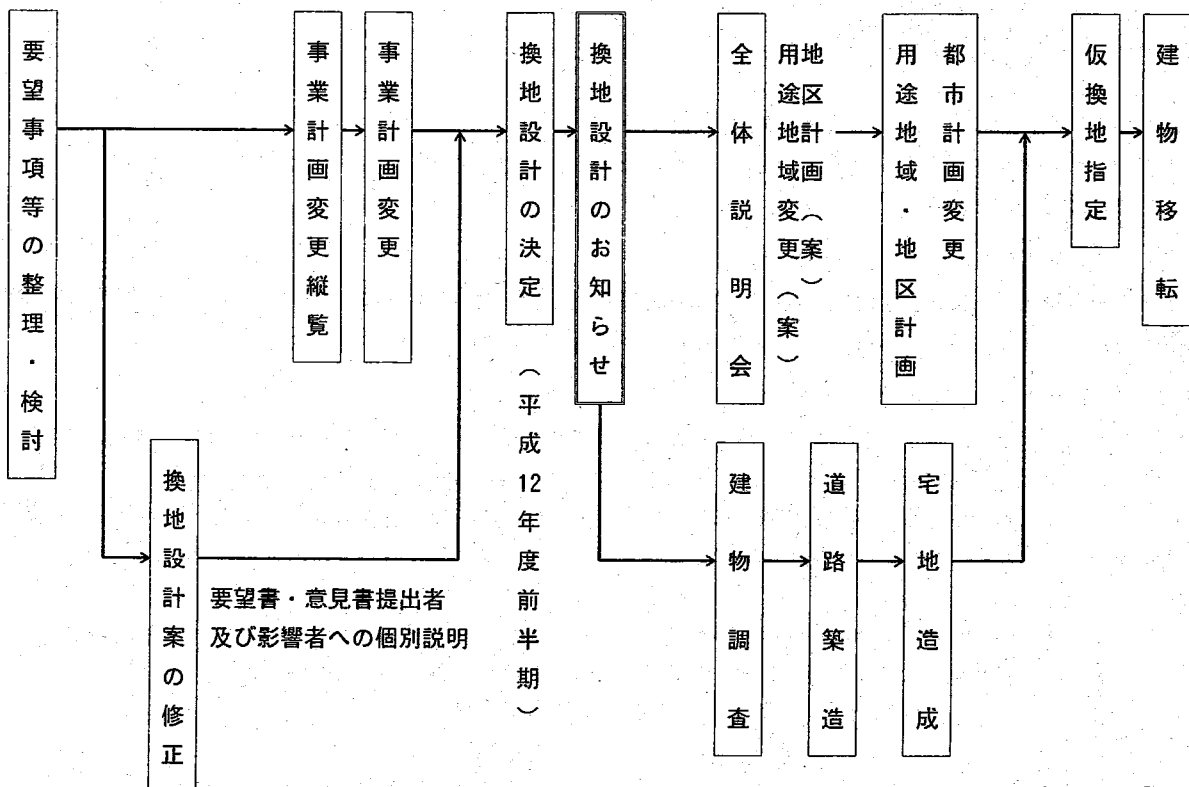
平成10年12月3日から9日まで一週間、換地設計案の個別説明を東長沼自治会館において行ったところ、換地設計案に対する要望書及び意見書が最終的に48件提出され、そのうち、換地の位置に関する要望事項を中心に整理検討作業を進めてまいりました。これらの要望事項の取り扱いについては、処理方針を定め、その処理方針に基づき換地設計案の修正を行っております。また、その内容については現在、土地区画整理審議会にご説明し、ご意見をいただきながら進めてきております。

今後はこの修正案の内容について、換地設計案に対する要望書及び意見書を提出した方と換地設計案の修正に伴い影響を受ける方に個別にご説明させていただき、ご意見をお聞きしながら換地設計修正案をまとめてまいります。

平成12年度は、換地設計を決定するとともに、地区内の一部において建物調査、建物移転、宅地造成等を実施する予定であります。関係する権利者の方々には事業の内容、進め方等についてご理解をいただけますよう説明させていただきますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、今後の事業の流れは下記のとおりです。

《事業の流れ》



裏面へつづく▷

事業計画変更とは

現在、換地設計案の決定に向けて鋭意事務作業に努めておりますが、この作業に伴い、平成10年12月の個別説明時にご案内したとおり、事業認可時（平成5年）の設計図面に対して、一部の道路について廃止、変更及び新設と公園の位置の変更等が生じました。

このために、土地区画整理法第55条の規定により、事業計画の変更をするための縦覧を行います。縦覧期間、縦覧場所が決まりましたら改めて皆様にご通知させていただきます。

なお、換地設計案の決定は、事業計画の変更が決定したあとになります。

稲城市第三次長期総合計画を策定中です

現在、市では21世紀の新しいまちづくりの指針となる、稲城市第三次長期総合計画を策定しています。この計画の策定作業においては、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、平成13年度から平成22年度までの10年間のまちづくりを検討しています。稲城長沼駅周辺地区につきましても、南武線高架事業との整合を図り事業を進めていく必要があるため、この計画策定の中で、地区内の優先順位箇所を検討してまいります。

この計画は、12年度中に決定する予定なので、皆様には決定次第、地区内の優先順位箇所についてご報告させていただきます。

南武線高架事業の進捗状況

平成9年1月から第一期事業区間（都県境～稲城長沼駅東側間）の仮線工事が行われておりますが、仮線用地内の一部がまだ用地交渉中であることから、できる部分から先行して工事を行っております。

第二期事業区間（稲城長沼駅東側～多摩川鉄橋間）については、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業区域内の関係権利者も含めて建物調査及び建物移転等のお願いに入っており、第一期事業区間完了後、引き続き工事に着手する予定となっております。

審議会報告

平成11年6月11日 第18回 審議会

48件の要望書及び意見書の内容について、一件毎に詳細な内容説明をいたしました。また、今後のスケジュールについて説明をいたしました。

平成11年8月12日 第19回 審議会

48件の要望書及び意見書の中で、換地に関する要望書及び意見書40件の取り扱いについて、一件毎に諸基準、図面等により説明し、活発な意見が交わされ、それぞれについて処理方針を定めました。

平成12年2月14日 第20回 審議会

前回の審議会で定められた処理方針に基づき、換地設計案の修正に伴い影響を受ける方への個別説明に時間を要したため、審議会の開催時期が遅れましたが、①換地設計の修正案の説明と、②影響者への説明状況について報告をいたしました。各委員からは活発な質問と貴重な意見が多く出され、引き続き誠意をもって、関係権利者に親切丁寧に説明して欲しいという意見が述べられました。

区画整理に関してのご質問、ご相談がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

連絡先 稲城市役所 3階 区画整理事業課

☎042-378-2111 内線342

事業計画変更の縦覧のお知らせ

新緑の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業に対しましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回のお知らせでは、前回のお知らせ (NO. 7) にも一部掲載させていただきました、換地設計案の決定に向けた作業と並行して進めている事業計画変更についてお知らせするものです。

【変更の概要】

(1) 区画道路、公園等の一部位置の変更及び追加

換地設計作業により、全ての宅地が公道に面するようにしたことなどにより、事業認可時 (平成5年) の設計図面に対して、平成10年12月に東長沼自治会館において、皆様に個別説明させていただきました内容により区画道路、公園等の一部位置の変更及び追加をするものです。

【裏面の道路・公園設計変更対照図のとおり】

(2) 資金計画の変更

換地設計案により、当初曳家工法であったものを再築工法に変更するなど、建物移転補償費等の見直しにより資金計画を変更するもので、その結果、総事業費を約142億円から約150億円に変更するものです。

当初事業計画	変更事業計画	増△減
14,246,000千円	15,068,000千円	822,000千円

(3) 事業施行期間の延伸

事業施行期間を当面5カ年延伸して、平成18年度までとするものです。

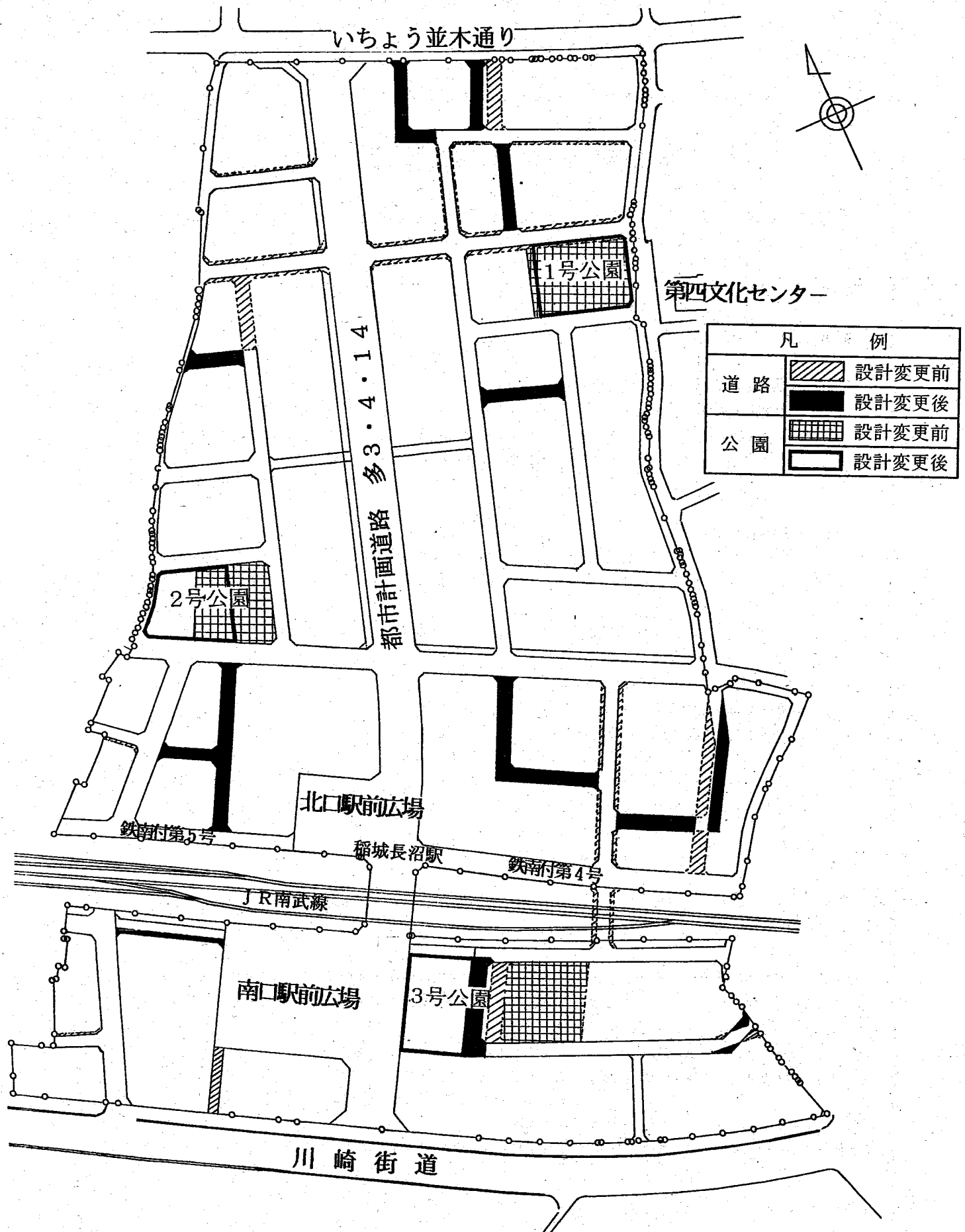
当初事業計画		変更事業計画	
自	平成5年8月5日	自	平成5年8月5日
至	平成14年3月31日	至	平成19年3月31日

※ この事業計画変更を決定するための手続きとして、土地区画整理法第55条 (事業計画の決定及び変更) の規定に基づき、下記のとおり縦覧いたします。

縦覧期間	平成12年5月16日 (火) から5月29日 (月) まで (土曜日、日曜日を含みます)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	稲城市役所 3階 区画整理事業課
意見書の提出	縦覧した事業計画について意見がある場合は、平成12年5月16日 (火) から6月12日 (月) まで東京都知事に意見書を提出することができます。 (土地区画整理法第55条第2項)

裏面をご覧下さい

道路・公園 設計変更対照図



平成12年10月3日

稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の

稲城市役所 都市建設部区画整理事業課

お知らせ (NO. 9)

☎042-378-2111内線342

秋涼の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業に対しましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回のお知らせでは、事業計画変更縦覧の結果及び今後の手続き等についてご報告させていただきます。

事業計画変更縦覧の結果及び今後の手続きについて

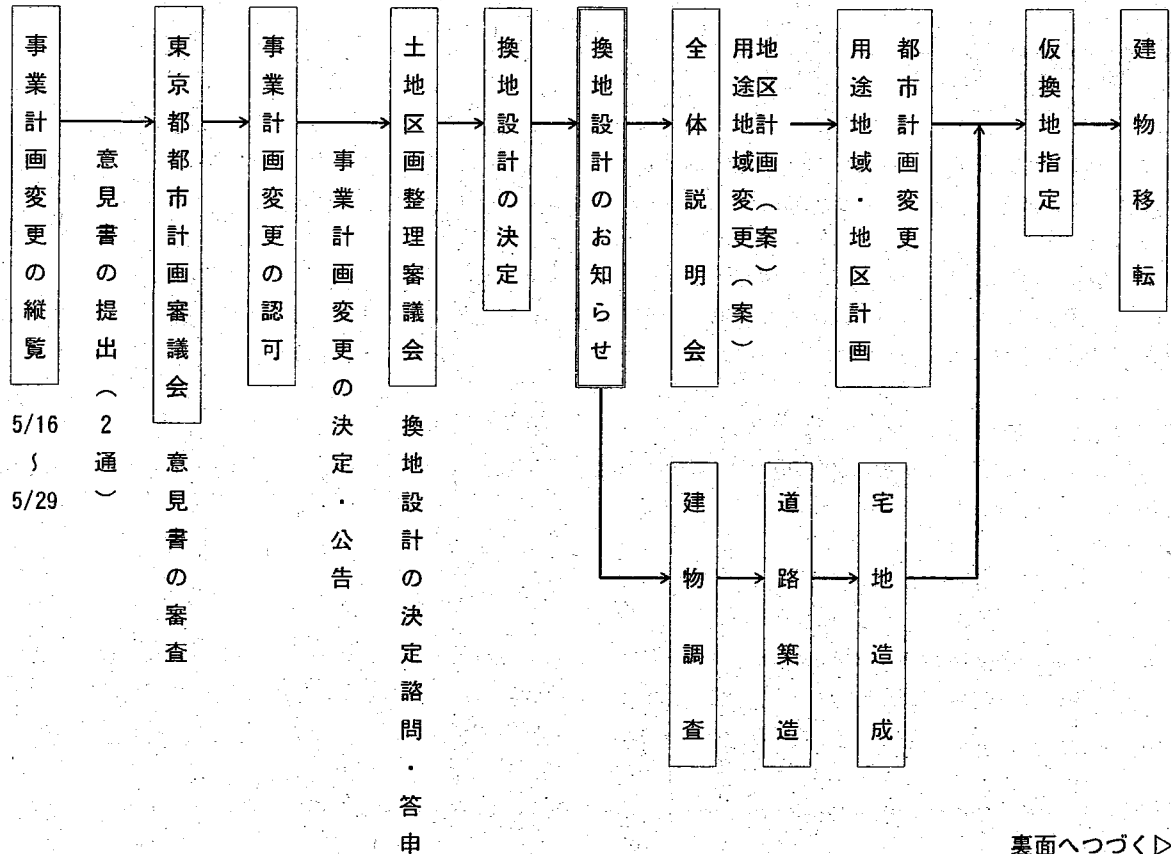
前回のお知らせNo.8(平成12年5月11日発行)でご案内いたしました「事業計画変更」について、皆様のご意見を伺う手続きとして平成12年5月16日から29日までの2週間、市役所3階の区画整理事業課にて事業計画変更の縦覧を行なったところ、32名の方が縦覧され2通の意見書が東京都知事宛に提出されました。

この意見書につきましては、東京都都市計画審議会に付議されて結果が出る時期が11月末になり、その後、事業計画変更の認可となる予定です。

お知らせNo.7(平成12年3月17日発行)では、今後の事業の流れとして、平成12年度前半期には換地設計の決定をし、換地設計のお知らせをする予定でしたが、東京都都市計画審議会での意見書の審査が終了するまで換地設計の決定ができませんので、今後は、東京都都市計画審議会での意見書の審査の結果を待って、事業計画変更の認可申請をし、東京都知事の認可を受け、事業計画変更の決定・公告をいたします。その後、土地区画整理審議会に換地設計の決定についての諮問をし、答申を受理して換地設計の決定となります。

換地設計が決定しましたら、地区内の一部において建物移転等に着手したいと考えております。なお、今後の事業の流れは下記のとおりです。

《事業の流れ》



裏面へつづく▷

第三次稲城市長期総合計画を策定中です

南武線三駅周辺土地区画整理事業は、市の最優先事業であり、長期的視点に立ち、関連事業でありますJR南武線の連続立体交差事業や多摩川原橋、是政橋の整備事業にあわせ、市の財政計画を十分に考慮しながら事業を進めているところです。

市も厳しい財政状況の中、21世紀の新しいまちづくりの指針となる第三次稲城市長期総合計画（平成13年度～平成22年度）を策定しているところです。その中で土地区画整理事業については、多額の資金と長期間を要することから、国、東京都の補助金の確保を図るとともに、市の一般財源を適正に配分し事業を進めていくこととしております。また、事業をより効率よく進めるため、優先度の高い区域からの施行や資金計画の見直し、整備水準の見直しなど、可能な限りの見直しを行なっております。このため、平成13年度から平成22年度までの10年間で、各々の地区の中でも優先的に整備する箇所を検討しており、皆様方には、計画がまとまり次第ご報告する予定としております。

南武線高架事業の進捗状況

平成9年に第一期事業区間（都県境～稲城長沼駅東側）に着手し、平成11年には矢野口駅の仮ホームも完成し、仮線工事も進んでおります。しかし、お知らせNo.7（平成12年3月17日発行）でご案内のように、仮線用地内の一部の用地交渉が進まず一時工事を中断しておりましたが、7月下旬ようやく合意に至ることができました。年内には工事を再開し、13年度末をめどに仮線工事を完成させ、線路の切り替えを行います。14年度からは高架橋の工事に着手し、今後5ヵ年をめどに完成させる予定です。

第二期事業区間（稲城長沼駅東側～多摩川鉄橋）については、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業区域内の関係権利者も含めて建物調査及び建物移転等のお願いに入っており、第一期事業区間完了後、引き続き工事に着手する予定となっております。

審議会報告

平成12年3月27日 第21回審議会

前回到引き続き、換地設計の修正案の説明と影響者への説明状況について報告をいたしました。

平成12年5月8日 第22回審議会

事業計画の変更内容について説明をし、事業計画変更縦覧など今後のスケジュールについて説明をいたしました。また、移転補償のしくみについて説明をいたしました。

平成12年8月11日 第23回審議会

事業計画変更縦覧の結果報告と前回説明した移転補償のしくみについての質疑応答、今後のスケジュールについて説明をいたしました。

区画整理に関してのご質問、ご相談がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

連絡先 稲城市役所 3階 区画整理事業課

☎042-378-2111 内線342

平成13年 1月22日

稲城長沼駅周辺土地区画整理事業の

稲城市役所 都市建設部区画整理事業課

お知らせ (NO. 10)

☎042-378-2111内線342

厳寒の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、稲城長沼駅周辺土地区画整理事業に対しましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今回のお知らせでは、第三次稲城市長期総合計画期間内(平成13年度～平成22年度)の整備計画について全体説明会を開催いたしますので、そのご案内と事業計画変更についてご報告させていただきます。

全体説明会の開催について

1. 日時

開催日	時間	
平成13年2月1日(木)	昼の部	午後2時から午後4時まで
	夜の部	午後7時から午後9時まで

※ 説明会については、昼と夜の2回同じ内容で行いますので、どちらかご都合のよろしい時間に、ご出席くださいますようお願いいたします。

2. 会場 : 稲城市第四文化センター

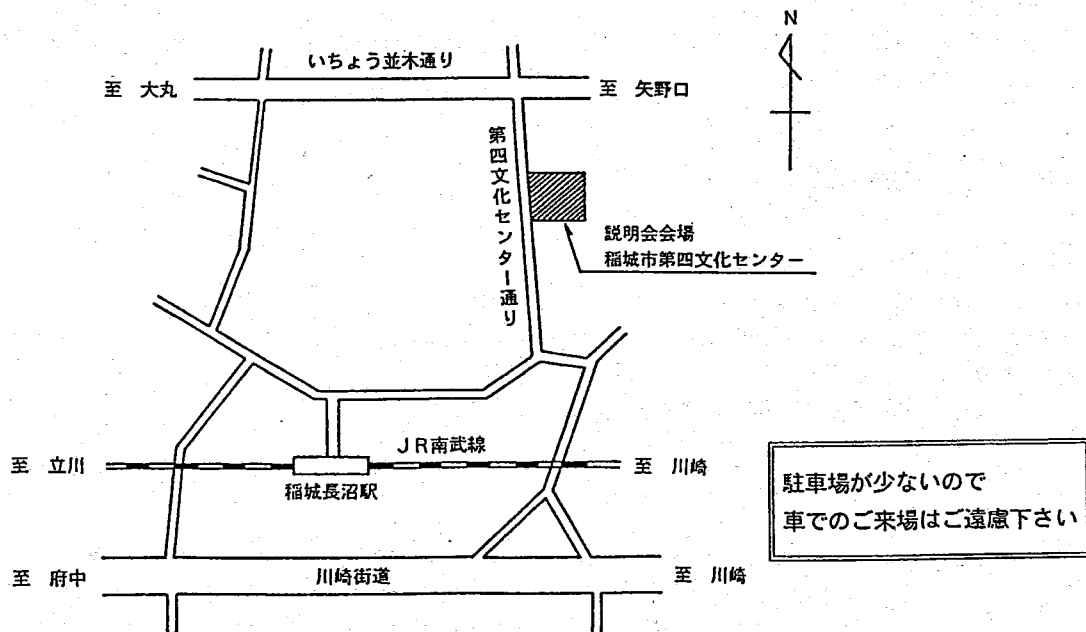
稲城市東長沼271番地 ☎042-377-4406

※ 昼は2階の視聴覚室で、夜は1階のプレイルームで行います。

3. 内容 : ①第三次稲城市長期総合計画期間(H13～H22)の整備計画について

②今後の進め方について

4. 説明会会場案内図



全体説明会当日は、同封の「第三次稲城市長期総合計画期間内施行計画図」によりご説明させていただきますので、必ずお持ちくださいますようお願いいたします。

第三次稲城市長期総合計画期間内の施行予定区域

市も厳しい財政状況のなか、21世紀の新しいまちづくりの指針となる第三次稲城市長期総合計画（計画期間平成13年度～平成22年度）を策定いたしました。稲城長沼駅周辺土地区画整理事業におきましても、関連事業でありますJR南武線の連続立体交差事業との整合や財政状況を考慮し、今後10年間で整備する区域を、同封の「第三次稲城市長期総合計画期間内施行計画図」のとおり整理をまいりました。

この計画にあたっては、JR南武線が高架になる時期がおよそ10年後と見込まれ、それまでの間、線路の北側の区域を中心に整備を進めるために、旧川崎街道の地下埋設物（上下水道管、ガス管等）を新しく整備される幅員9mの道路に移さなければなりません。また、地区内には用水路があり、それらの用水路を下流から段階的に切り回して宅地を造成しなければなりません。このような状況から、当面の間は旧川崎街道に代わる9m道路の整備と用水路（菅堀）の切り回しをしながら道路築造をし、換地先の整備を進め、建物移転をお願いする予定としております。なお、後期5ヵ年（平成18年度～平成22年度）の事業実施にあたっては、関連事業の進捗状況、財源の確保状況等を勘案して見直すこととしています。

事業計画の変更は12月12日に決定しました

事業計画の変更については、前回のお知らせ№9（平成12年10月3日発行）でご報告しましたように、平成12年5月16日から29日までの2週間縦覧を行なったところ、2通の意見書が東京都知事宛に提出されました。この意見書につきましては、平成12年11月22日に開催された東京都都市計画審議会に付議されましたが、いずれも不採択になりました。

その後、東京都知事の認可を得て、平成12年12月12日に事業計画変更の決定の公告をいたしました。

換地設計について（お知らせ）を送付します

当地区の換地設計につきましては、平成10年12月に東長沼自治会館において実施しました換地設計案の個別説明後、換地設計案に対する要望書及び意見書の整理・検討を行い、土地区画整理審議会の意見を聞いて、換地設計案の修正を行いました。その後、この修正案について要望書及び意見書を提出した方や修正に伴い影響を受けた方へ再度個別にご説明させていただき、ようやく換地設計がまとまっておりますので、2月末までに権利者のみなさまに関係書類を送付させていただきます。

今後は、建物移転及び道路築造等の施行順序を決めて、順次仮換地指定という土地区画整理法に基づく手続きを行いながら事業を進めてまいります。

審議会報告

平成13年1月16日 第24回審議会

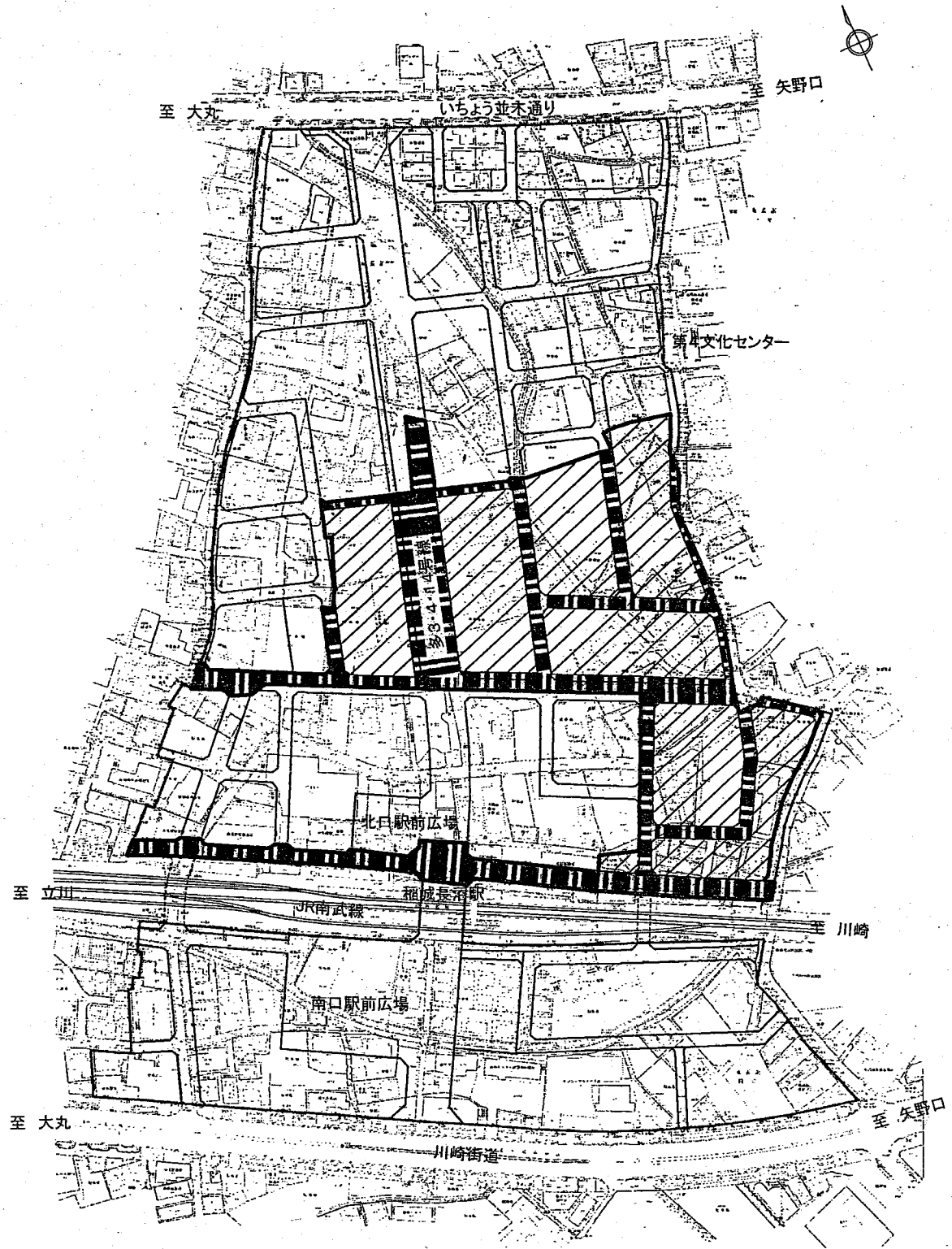
- ・換地設計について（諮問・答申）
- ・換地設計及び仮換地指定の軽微な修正または変更の取扱いについて（諮問・答申）
- ・仮換地指定について（諮問・答申）
- ・第三次稲城市長期総合計画期間内の事業計画について（報告）

区画整理に関してのご質問、ご相談がありましたら、お気軽にご連絡下さい。



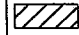
連絡先 稲城市役所 3階 区画整理事業課

☎042-378-2111 内線342

第三次稲城市長期総合計画期間内施行計画図



第三次稲城市長期総合計画期間（平成13年度から平成22年度までの10カ年）内の整備予定区域としておりますが、すべての範囲が整備できるというわけではありません。
 なお、後期5カ年（平成18年度～平成22年度）の事業実施にあたっては、関連事業の進捗状況、財源の確保状況等を勘案して見直すこととしています。

凡 例	
	第三次長期総合計画期間内における整備区域
	道路・水路
	宅 地